

# 第54回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日 ▶▶▶ 2022年3月31日

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**開催場所** 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号  
レンブラントホテル厚木  
（2階・暁の間）

**決議事項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任取締役及び退任  
監査役に対する退職  
慰労金贈呈の件

株式会社 **オーイズミ**

証券コード：6428

# OIZUMI

## 新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせられ、書面またはインターネット等にて議決権をご行使されますよう強くご推奨申し上げます。

当日ご出席される場合は、感染拡大状況やご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用などのご配慮下さいますようお願い申し上げます。

ご来場の株主様で体調がすぐれないようお見受けした方には、お声かけのうえ議場への入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(<https://www.oizumi.co.jp/>)にてお知らせいたします。

証券コード6428  
2022年6月10日

株 主 各 位

神奈川県厚木市中町二丁目7番10号

株式会社 **アイズ**  
代表取締役社長 大 泉 秀 治

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するよう、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、折り返しお送りくださるか、2頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、インターネット等からご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号  
レンブラントホテル厚木（2階・暁の間）  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）
3. 目的事項  
報告事項 第54期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
  1. 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

## 議決権行使等についてのご案内



### 郵送による 議決権行使

同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送下さい。なお同封の記載面保護シールをご利用下さい。

行使  
期限

2022年6月28日(火)  
午後5時到着分まで



### インターネット等による 議決権行使

次頁を参照のうえ、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」「QRコードを読み取る方法」のいずれかの方法により行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

行使  
期限

2022年6月28日(火)  
午後5時まで



### 株主総会ご出席による 議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催  
日時

2022年6月29日(水)  
午前10時  
(受付開始 午前9時)

詳細は次ページを参照ください

#### (1) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面の郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権を有効なものとさせていただきます。

#### (2) インターネット開示事項について

- A. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oizumi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- B. 株主総会招集通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oizumi.co.jp/>) に掲載させていただきます。

#### (3) 代理人による議決権行使について

代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承下さい。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

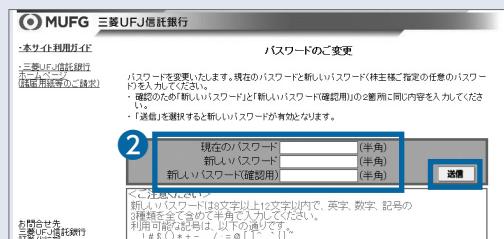
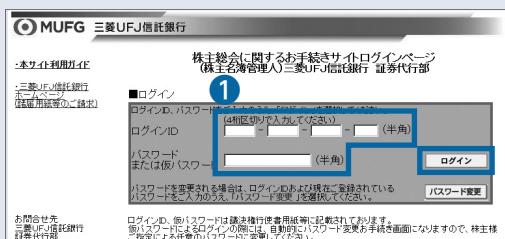
## 1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。  
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまの負担となります。

## 2 インターネット等による議決権行使方法について

### 🖥️ ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。



### 📱 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票 (右側)

- ! スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

二回目以降のログインの際は上記のログインID・仮パスワードを入力する場合に記載のご案内に従ってログインしてください。詳しくは同封のチラシをご確認下さい。

システム等に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が、ワクチン接種率の向上による感染者数の減少や、政府や自治体による各種施策の効果等により徐々に緩和される中、経済活動の持ち直しの動きがみられましたが、世界的な半導体不足及び原材料価格の高騰の影響や、ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの主要販売先となる遊技場は、集客並びに稼働の低迷は回復に至らず、経営環境は厳しい状況が続いており、加えて、2022年1月末を期限としたパチンコ遊技機及びパチスロ遊技機の旧規則機の撤去に伴う入替が行われたこともあり、周辺設備機器への設備投資意欲は依然として低調に推移いたしました。

このような状況のなか、機器事業は、周辺設備機器部門において引き続き『樹脂研磨式メダル自動補給システム』、『多機能IC玉、メダル貸機』の拡販に注力してまいりましたが、先行き不透明感や厳しい経営環境のもと、遊技場の設備投資スタンスは抑制的であり、販売状況は大変厳しいものとなりました。

遊技機部門においては、「パチスロひぐらしのなく頃に祭2」の再々販、「パチスロ東京レイブズ」及び「パチスロかまいたちの夜」等を市場投入いたしました。旧規則機の撤去に伴う入替需要に合わせた型式試験の適合が取得できず、新機種の販売ができなかったこと、また、遊技場のパチスロ遊技機入替への姿勢は、現行規則の解釈基準の変更を見据えた慎重な状況が継続していることにより、販売状況は厳しいものとなりました。

不動産事業は、当事業年度において新たに、東京都千代田区内に賃貸用不動産（1,523百万円）及び神奈川県横浜市旭区内に賃貸用不動産（613百万円）を取得し、安定的な収益を確保いたしました。

電気事業は、連結子会社 神奈川電力株式会社が神奈川、栃木両県において太陽光発電所（発電能力合計24メガワット）を順調に稼働させ、計画比3%増と安定的な収益を確保いたしました。

コンテンツ事業は、連結子会社2社 株式会社オーイズミ・アミュージオ及び株式会社レッド・エンタテインメントが、主に“つながる”、“遊び”をテーマに、コンシューマゲーム及びソーシャルゲーム等の企画制作及び販売、有料職業紹介等の運営に取り組んでまいりました。

食品事業は、連結子会社 株式会社下仁田物産が主力商品である蒟蒻類、蒟蒻ゼリーの製造、販売において自社ブランドである「蒟蒻工房」の認識度向上を図るべく、様々なメディアへのアプローチにより販路拡大を進めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々の健康意識の高まる状況の中、付加価値商品の開発に注力し、食物繊維を多く含む「国産野菜の蒟蒻ゼリー」の受注活動を開始いたしました。また、海外輸出再開の動きが見られる状況下において、多様な商品開発に取り組み、海外展開の拡大を図っております。

その他事業は、連結子会社 妙高酒造株式会社が酒類の製造販売を行っておりますが、主な取引先である飲食店等において、長引く新型コロナウイルス感染症拡大防止による休業、時短営業の影響を大きく受け、出荷量並びに販売高は大変厳しいものとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、10,793百万円（前期比15.7%減）、販売費及び一般管理費は2,257百万円（前期比3.8%減）、営業利益は606百万円（前期比60.5%減）、経常利益は563百万円（前期比67.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は389百万円（前期比67.1%減）となりました。

なお、事業別売上高は下記のとおりでございます。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
機 器 事 業	7,735	60.4	6,135	56.9	△1,600	△20.7
不 動 産 事 業	777	6.1	857	7.9	79	10.3
電 気 事 業	981	7.6	982	9.1	1	0.1
コ ン テ ン ツ 事 業	908	7.1	573	5.3	△335	△36.9
食 品 事 業	2,291	18.0	2,137	19.8	△154	△6.8
そ の 他 事 業	111	0.8	107	1.0	△4	△3.8
合 計	12,806	100.0	10,793	100.0	△2,013	△15.7

## (2) 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気が持ち直していくことが期待されます。その一方で、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる状況下で、世界的な半導体等の電子部品の不足、原材料価格の上昇、金融資本市場の変動など、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社グループの主要事業分野である顧客の遊技場は、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、レジャーの多様化に伴う遊技人口の減少に加え、集客並びに稼働の低迷により、厳しい経営環境は継続することが見込まれます。そのため、設備投資に対する姿勢は依然として慎重であり、入替機器の選択やタイミングなど難しい判断が必要となっております。

このような状況のなか、当社の中核事業である遊技機部門においては、販売台数の増加及び市場導入シェア獲得に向け、新たなIPの取得と創出、並びに、過去に販売実績のある高稼働で高評価を得た優良コンテンツを活用した新基準6.5号機に対応する遊技機の開発、販売に注力してまいります。

当社では、製品開発においては市場動向の変化に迅速に対応すべく、技術開発部門の体制強化、合理化により新製品の開発期間短縮を図るとともに、生産においては、取引先との連携強化を図り、原材料価格の高騰、半導体等の電子部品供給不足等、部品調達リスクを捉えた綿密な生産計画の立案、実行に注力してまいります。

不動産事業につきましては、より一層の安定的な収益確保に向け、収益性の高い、良質な賃貸物件を継続的に模索しつつ、不動産の保守、管理の徹底に努めてまいります。

電気事業につきましては、継続的安定供給に向け、太陽光発電設備の徹底した保守、管理を実施し、安定した収益確保に努めてまいります。

食品事業につきましては、株式会社下仁田物産が展開する自社ブランド「蒟蒻工房」の認知度向上を図り、更なる販路拡大を進めてまいります。また、2022年4月5日に発行済み全株式を取得し子会社化したバブルスター株式会社の、良質な健康食品を自社にて開発・製造、販売まで一貫して行い、ECサイトにおいてブランド商品展開するビジネスモデルのノウハウを、グループ企業内でも共有することにより最大限のシナジーを追求してまいります。

当社グループでは、市場動向を的確に捉え、市場ニーズに対応すべく製品の企画力、開発力の一層の強化に取り組み、競争力のある製品を継続的に市場投入できるよう努めてまいります。

また、利益体質の強化を図るべく、業務の効率化を徹底し、部材調達等の原価低減、生産性の向上、新規顧客の獲得及び販路拡大に取り組んでまいります。

**(3) 設備投資等の状況**

当連結会計年度の設備投資額は2,441百万円であり、その主なものは、不動産事業において取得した、東京都千代田区内賃貸用不動産1,523百万円及び神奈川県横浜市旭区内賃貸用不動産613百万円であります。

**(4) 資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

**(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

重要な事業の譲渡はありません。

**(6) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

項目	期別	(当連結会計年度)			
		第 51 期 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月 31 日	第 52 期 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日	第 53 期 自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日	第 54 期 自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日
売上高 (千円)		9,723,502	11,994,283	12,806,882	10,793,510
経常利益 (千円)		271,556	1,527,589	1,747,770	563,033
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		598,280	913,946	1,182,792	389,112
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		26円60銭	40円63銭	52円58銭	17円30銭
総資産 (千円)		32,096,325	36,062,500	36,150,140	34,798,410
純資産 (千円)		14,817,815	15,495,005	16,499,087	16,669,446

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
(株) オーイズミラボ	20,000千円	100%	機器事業及び遊技機関連木工品の製造
神奈川電力(株)	80,000千円	100%	太陽光発電による売電
(株)レッド・エンタテインメント	51,000千円	100%	ゲームソフト、アニメ等キャラクターコンテンツ企画制作
(株)オーイズミ・アミュージオ	80,500千円	100%	ソフトウェア、システム、コンテンツ企画、開発、制作、販売
妙高酒造(株)	70,000千円	100%	酒類製造、販売
(株)下仁田物産	10,000千円	100%	食品製造、販売

事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

- ① 遊技機関連の装置・機器の製造および販売
- ② 遊技機の製造および販売
- ③ 不動産の賃貸および管理
- ④ 太陽光発電による売電
- ⑤ ゲームソフト、コンテンツ企画、開発、制作、販売
- ⑥ 酒類製造、販売
- ⑦ 食品製造、販売

## (12) 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
当 社 本 社	神奈川県厚木市	東 京 本 部	東京都台東区
伊 勢 原 工 場	神奈川県伊勢原市		
東 京 支 店	東京都台東区	名 古 屋 支 店	愛知県尾張旭市
大 阪 支 店	大阪市浪速区		
札 幌 営 業 所	札幌市白石区	青 森 営 業 所	青森県青森市
仙 台 営 業 所	仙台市若林区	埼 玉 営 業 所	さいたま市大宮区
神 奈 川 営 業 所	神奈川県厚木市	静 岡 営 業 所	静岡県駿河区
金 沢 営 業 所	石川県金沢市	広 島 営 業 所	広島市西区
松 山 営 業 所	愛媛県松山市	福 岡 営 業 所	福岡市博多区
南 九 州 営 業 所	熊本市南区	沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市
(株)オーイズミラボ本社	神奈川県厚木市	(株)オーイズミラボ伊勢原工場	神奈川県伊勢原市
(株)オーイズミラボ東北工場	山形県寒河江市		
神 奈 川 電 力 (株) 本 社	神奈川県厚木市	県央厚木第一太陽光発電所	神奈川県厚木市
県央厚木第二太陽光発電所	神奈川県厚木市	栃 木 太 陽 光 発 電 所	栃木県那須郡那珂川町
(株)レッド・エンタテインメント本社	東京都台東区		
(株)オーイズミ・アミュージオ本社	東京都台東区		
妙 高 酒 造 (株) 本 社	新潟県上越市		
(株)下仁田物産本社	神奈川県厚木市	(株)下仁田物産綾瀬事業所	神奈川県綾瀬市
(株)下仁田物産群馬工場	群馬県甘楽郡下仁田町		

### (13) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数(人)
機器事業	210 (27)
不動産事業	2 (―)
電気事業	3 (―)
コンテンツ事業	23 (―)
食品事業	56 (36)
その他事業	15 (1)
全社(共通)	10 (2)
合計	319 (66)

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) りそな銀行	千円 4,999,044
(株) 三菱UFJ銀行	3,830,924
(株) 横浜銀行	2,822,160
(株) 三井住友銀行	1,317,136
(株) みずほ銀行	761,733
(株) 商工組合中央金庫	287,500

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 普通株式 22,500,000株 (自己株式4,672株を含む。)  
(3) 株主数 4,850名 (前期比183名減)  
(4) 単元株式数 100株  
(5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) オ ー イ ズ ミ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	千株 10,520	% 46.7
大 泉 秀 治	3,123	13.8
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	832	3.7
大 泉 充 輝	644	2.8
大 泉 賢 治	604	2.6
大 泉 政 治	524	2.3
松 井 証 券 (株)	361	1.6
オ ー イ ズ ミ 取 引 先 持 株 会	321	1.4
立 花 証 券 (株)	241	1.0
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	210	0.9

(注) 持株比率は、自己株式 (4,672株) を控除して計算しております。

### (6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 泉 政 治	株式会社オーイズミラボ 代表取締役会長 神奈川電力株式会社 代表取締役社長 株式会社オーイズミホールディングス 代表取締役社長
代表取締役社長	大 泉 秀 治	株式会社オーイズミラボ 代表取締役社長 株式会社レッド・エンタテインメント 代表取締役社長
常務取締役	福 岡 均	営業本部長
常務取締役	柿 澤 孝 勇	株式会社下仁田物産 代表取締役社長
取締役	北 村 稔	管理部長
取締役	甲 原 丈 英	株式会社サポートインフィニティ 代表取締役社長
常勤監査役	山 崎 泰 男	
常勤監査役	山 本 道 春	
監査役	山 本 孝	税理士

- (注) 1. 取締役のうち、甲原文英氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち、山崎泰男および山本孝の両氏は、社外監査役であり、山崎泰男氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役山本孝氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、監査役および子会社役員であり、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は特約部分も含め全額を会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為、故意または重過失に起因する損害は上記保険契約によっても填補されない等、一定の免責があります。
5. 当期末における執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当または主な職業
執 行 役 員	吉 村 泰 彦	営業副本部長

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定します。また、業績連動報酬等や非金銭報酬等はないため固定報酬が個人別の報酬の全部を占めます。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は社外取締役に答申を得ていることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬に関する株主総会の決議は1992年6月27日開催の第25回定時株主総会であり、その決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を5億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役年間報酬総額の上限を1億円とするものです。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は2名となっております。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長大泉秀治にその具体的内容について委任をするものとし、株主総会で決議した総額の範囲内において、各取締役の基本報酬を決定します。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	6 (1)	193,185千円 (1,000千円)
監査役 (うち社外監査役分)	3 (2)	9,573千円 (5,680千円)
合計 (うち社外役員)	9 (3)	202,758千円 (6,680千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名、(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

### (3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役甲原文英氏は、株式会社サポートインフィニティの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取 締 役	甲 原 丈 英	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、公正性を確保するために提言を行いその役割を果たしております。
常勤監査役	山 崎 泰 男	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、公正性を確保するための提言を行っております。 また、監査役会に6回のうち6回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	山 本 孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的知見及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、公正性を確保するための提言を行っております。 また、監査役会に6回のうち6回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭、その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役会、社内関連部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

#### ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、役員倫理規則およびコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

また、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を検索可能な体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行っております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理規程を制定し、代表取締役社長の下にリスク管理体制を構築いたしております。

ロ. リスク管理部門として管理部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図ります。

ハ. さらに、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を行います。

ニ. 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された行為の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会および担当部署に通報される体制を構築しております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、定例の取締役会を原則月1回以上開催し、重要事項の決定および各取締役の業務執行状況の監督等を行うこととしております。

- ロ. 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分に行われるために付議される議題に関する資料については事前に配布され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。
- ハ. 日常の職務執行に際しては、組織基本規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとっております。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行いたしております。
  - ロ. 担当役員は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて従業員に対し、内部通報規程のさらなる周知徹底を図っております。
- ⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社グループの業務の適正につきましては、関係会社管理規程およびリスク管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、管理部、監査室の各担当部署が当社規程に準じて評価および監査を行うものとしたしております。
  - ロ. 管理部、監査室等の各担当部署は、子会社および関係会社に損失の危険が発生し、各担当部署がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進いたしております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討しております。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
  - ロ. 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものいたします。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役および従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととしております。
- ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとしております。
1. 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
  2. 当社の子会社および関係会社の監査役および内部監査部門の活動状況
  3. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
  4. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  5. 内部通報制度の運用および通報の内容
  6. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、総務・経理担当取締役、監査室長および各監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催いたします。
- ロ. 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重することとしております。

## (2) 運用状況の概要

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、各部署と情報共有を図り全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。
- また、社内規程を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、順守を徹底しております。
- ② 内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証しております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                     | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|---------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額                 | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,923,584</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>6,131,819</b>  |
| 現金及び預金          | 7,904,414           | 支払手形及び買掛金       | 1,778,176         |
| 受取手形            | 153,810             | 短期借入金           | 1,120,000         |
| 売掛金             | 827,456             | 1年内返済予定長期借入金    | 2,507,995         |
| 電子記録債権          | 641,634             | リース債務           | 59,359            |
| 商品及び製品          | 967,832             | 未払法人税等          | 120,049           |
| 仕掛品             | 341,741             | 賞与引当金           | 55,817            |
| コンテナ            | 539                 | 製品保証引当金         | 2,000             |
| 原材料             | 1,654,508           | その他             | 488,422           |
| その他             | 1,437,860           |                 |                   |
| 貸倒引当金           | △6,213              |                 |                   |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,874,825</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>11,997,144</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(19,279,245)</b> | 長期借入金           | 10,390,502        |
| 建物及び構築物         | 5,628,549           | リース債務           | 61,444            |
| 機械装置及び運搬具       | 2,687,234           | 退職給付に係る負債       | 67,903            |
| 工具、器具及び備品       | 149,500             | 役員退職慰労引当金       | 408,694           |
| 土地              | 10,604,807          | 長期預り保証金         | 737,916           |
| リース資産           | 118,414             | 資産除去債務          | 329,422           |
| 建設仮勘定           | 90,739              | その他             | 1,260             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(150,149)</b>    |                 |                   |
| ソフトウェア          | 67,969              | <b>負債合計</b>     | <b>18,128,964</b> |
| のれん             | 67,401              | <b>純資産</b>      | <b>の部</b>         |
| その他             | 14,778              | <b>株主資本</b>     | <b>16,657,712</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(1,445,430)</b>  | 資本金             | (1,006,900)       |
| 投資有価証券          | 300,901             | 資本剰余金           | (673,700)         |
| 長期貸付金           | 1,553,500           | 利益剰余金           | (14,981,434)      |
| 繰延税金資産          | 252,169             | 自己株式            | (△4,322)          |
| 長期前払費用          | 308,650             | その他の包括利益累計額     | 11,733            |
| その他             | 287,596             | その他有価証券評価差額金    | (11,733)          |
| 貸倒引当金           | △1,257,387          | <b>純資産合計</b>    | <b>16,669,446</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>34,798,410</b>   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>34,798,410</b> |

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,793,510 |
| 売上原価            |         | 7,930,436  |
| 売上総利益           |         | 2,863,074  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,257,031  |
| 営業利益            |         | 606,042    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 13,595  |            |
| 助成金収入           | 10,394  |            |
| 企業立地奨励金         | 3,789   |            |
| その他営業外収益        | 26,950  | 54,729     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 72,316  |            |
| 貸倒引当金繰入額        | 10,000  |            |
| その他営業外費用        | 15,422  | 97,738     |
| 経常利益            |         | 563,033    |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 33,975  |            |
| 投資有価証券売却益       | 450     | 34,425     |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除売却損        | 34      | 34         |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 597,423    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 254,401 |            |
| 法人税等調整額         | △46,089 | 208,311    |
| 当期純利益           |         | 389,112    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 389,112    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |         |            |         |            |
|--------------------------|-----------|---------|------------|---------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                | 1,006,900 | 673,700 | 14,794,781 | △4,311  | 16,471,069 |
| 当 期 変 動 額                |           |         |            |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |         | △202,458   |         | △202,458   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |           |         | 389,112    |         | 389,112    |
| 自己株式の取得                  |           |         |            | △11     | △11        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |         |            |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —         | —       | 186,653    | △11     | 186,642    |
| 当 期 末 残 高                | 1,006,900 | 673,700 | 14,981,434 | △4,322  | 16,657,712 |

(単位：千円)

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                              | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|----------------------------|------------------------------|------------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                | 28,017                     | 28,017                       | 16,499,087 |
| 当 期 変 動 額                |                            |                              |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |                            |                              | △202,458   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |                            |                              | 389,112    |
| 自己株式の取得                  |                            |                              | △11        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △16,283                    | △16,283                      | △16,283    |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △16,283                    | △16,283                      | 170,358    |
| 当 期 末 残 高                | 11,733                     | 11,733                       | 16,669,446 |

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                     | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|---------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額                 | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,430,795</b>   | <b>流動負債</b>     | <b>4,436,755</b>  |
| 現金及び預金          | 6,022,613           | 支払手形            | 964,305           |
| 受取手形            | 143,638             | 買掛金             | 585,651           |
| 電着記録債           | 610,866             | 短期借入金           | 1,000,000         |
| 掛金              | 392,580             | 1年内返済予定長期借入金    | 1,662,907         |
| 製品              | 654,634             | 未払金             | 81,702            |
| 仕掛品             | 203,363             | 未払費用            | 37,793            |
| 原材料             | 937,879             | 前受金             | 44,975            |
| 前払費用            | 43,680              | 賞与引当金           | 11,253            |
| 関係会社短期貸付金       | 130,000             | 製品保証引当金         | 36,700            |
| 未収入金            | 17,935              | その他負債金          | 2,000             |
| 前渡の引当金          | 1,059,578           | <b>固定負債</b>     | <b>6,834,757</b>  |
| 倒引当金            | 214,222             | 長期借入金           | 5,677,777         |
|                 | △200                | 退職給付引当金         | 59,838            |
| <b>固定資産</b>     | <b>15,800,703</b>   | 役員退職慰労引当金       | 408,694           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(12,210,040)</b> | 長期預り保証金         | 641,375           |
| 建物              | 4,014,873           | 資産除却債務          | 57,071            |
| 構築物             | 2,814               |                 |                   |
| 機械及び装置          | 3,894               |                 |                   |
| 船舶              | 0                   |                 |                   |
| 車両運搬具           | 4,398               |                 |                   |
| 工具、器具及び備品       | 128,670             |                 |                   |
| 土地              | 7,964,649           |                 |                   |
| 建設仮勘定           | 90,739              |                 |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(16,757)</b>     | 負債合計            | <b>11,271,512</b> |
| ソフトウェア          | 8,066               | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 電話加入権           | 6,837               | 株主資本            | <b>14,951,704</b> |
| その他             | 1,854               | 資本剰余金           | (1,006,900)       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(3,573,905)</b>  | 資本剰余金           | (673,700)         |
| 投資有価証券          | 172,630             | 資本準備金           | 673,700           |
| 関係会社株           | 1,240,212           | 利益剰余金           | (13,275,427)      |
| 出資              | 104,785             | 利益準備金           | 251,725           |
| 長期貸付金           | 1,553,500           | その他利益剰余金        | 13,023,702        |
| 関係会社長期貸付金       | 1,276,000           | 別途積立金           | 8,000,000         |
| 長期前払費用          | 225,580             | 繰越利益剰余金         | 5,023,702         |
| 繰延税金資産          | 188,421             | <b>自己株式</b>     | <b>(△4,322)</b>   |
| 差入保証金           | 18,647              | 評価・換算差額等        | 8,281             |
| 会員の権利           | 21,784              | その他有価証券評価差額金    | (8,281)           |
| 倒引当金            | 27,144              |                 |                   |
|                 | △1,254,800          | 純資産合計           | <b>14,959,986</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>26,231,498</b>   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>26,231,498</b> |

## 損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 6,423,610 |
| 売 上 原 価               |         | 4,892,015 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,531,595 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,514,928 |
| 営 業 利 益               |         | 16,666    |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 21,032  |           |
| 雇 用 調 整 助 成 金         | 79,030  |           |
| そ の 他 営 業 外 収 益       | 26,012  | 126,075   |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 31,996  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 10,000  |           |
| そ の 他 営 業 外 費 用       | 3,044   | 45,040    |
| 経 常 利 益               |         | 97,701    |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 450     | 450       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 98,151    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 46,000  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △55,600 | △9,600    |
| 当 期 純 利 益             |         | 107,751   |

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |               |
|---------------------|-----------|-----------|---------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               |
|                     |           | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 1,006,900 | 673,700   | 673,700       |
| 当 期 変 動 額           |           |           |               |
| 剰余金の配当              |           |           |               |
| 当期純利益               |           |           |               |
| 自己株式の取得             |           |           |               |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |               |
| 当期変動額合計             | —         | —         | —             |
| 当 期 末 残 高           | 1,006,900 | 673,700   | 673,700       |

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |            |        |            |
|---------------------|---------|-----------|-----------|------------|--------|------------|
|                     | 利益準備金   | 利 益 剰 余 金 |           |            | 自己株式   | 株主資本合計     |
|                     |         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   | 利益剰余金合計    |        |            |
| 当 期 首 残 高           | 251,725 | 8,000,000 | 5,118,408 | 13,370,133 | △4,311 | 15,046,422 |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |            |        |            |
| 剰余金の配当              |         |           | △202,458  | △202,458   |        | △202,458   |
| 当期純利益               |         |           | 107,751   | 107,751    |        | 107,751    |
| 自己株式の取得             |         |           |           |            | △11    | △11        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |            |        |            |
| 当期変動額合計             | —       | —         | △94,706   | △94,706    | △11    | △94,717    |
| 当 期 末 残 高           | 251,725 | 8,000,000 | 5,023,702 | 13,275,427 | △4,322 | 14,951,704 |

(単位：千円)

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|-----------------|------------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当 期 首 残 高           | 24,054          | 24,054     | 15,070,476 |
| 当 期 変 動 額           |                 |            |            |
| 剰余金の配当              |                 |            | △202,458   |
| 当期純利益               |                 |            | 107,751    |
| 自己株式の取得             |                 |            | △11        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △15,772         | △15,772    | △15,772    |
| 当期変動額合計             | △15,772         | △15,772    | △110,489   |
| 当 期 末 残 高           | 8,281           | 8,281      | 14,959,986 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

株式会社オーイズミ  
取締役会 御中

監査法人コスモス  
愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーイズミの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーイズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年6月3日

株式会社オーイズミ  
取締役会 御中

監査法人コスモス  
愛知県名古屋市中区  
代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーイズミの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、会計監査人から報告及び説明を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受けるとともにこれらを監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人コスモスから当該内部統制の評価及び状況について報告を受け必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月3日

株式会社オーイズミ 監査役会

常勤監査役 山 崎 泰 男 ㊟

常勤監査役 山 本 道 春 ㊟

監 査 役 山 本 孝 ㊟

(注) 監査役山崎泰男及び監査役山本孝は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題と位置づけており、配当につきましては、業績、財政状態、配当性向などを総合的に勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を基本としております。また、内部留保金につきましては、研究開発強化、設備投資及び事業分野の多角化等に充当する予定であります。

第54期の期末配当につきましては、当期の業績および配当性向等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金9円 総額 202,457,952 円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 取締役として広く適任者を得られるよう、また、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、並びに業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第32条(取締役の責任免除)として新設するものです。  
なお、定款第32条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 機動的な配当政策および資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、変更案43条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第6条(自己株の取得)を削除するものです。
- (5) 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものです。
- (6) その他、条数の整備等の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条 (自己株の取得)<br><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u>                                                                                                  | (削除)                                                                                                                                                              |
| 第7条<br>～ (条文省略)<br>第13条                                                                                                                                                  | 第6条<br>～ (現行どおり)<br>第12条                                                                                                                                          |
| 第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | (削除)                                                                                                                                                              |
| (新設)                                                                                                                                                                     | 第13条 (電子提供措置等)<br>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| 第15条<br>～ (条文省略)<br>第18条                                                                                                                                                 | 第14条<br>～ (現行どおり)<br>第17条                                                                                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第19条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役は7名以内とする。</p>                                                                                                    | <p>第18条 (取締役の員数)<br/>当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は7名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p>                                                                                                                |
| <p>第20条 (選任方法)<br/>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)<br/>3. (条文省略)</p>                                                                 | <p>第19条 (選任方法)<br/>取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)<br/>3. (現行どおり)</p>                                                                                                                         |
| <p>第21条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>第20条 (取締役の任期)<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第22条 (役付取締役)<br/>取締役会はその決議によって、取締役の中から、社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>                                | <p>第21条 (役付取締役)<br/>取締役会はその決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定する。</u>また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第23条<br/>～<br/>第24条 (条文省略)</p>                                                                                                                                      | <p>第22条<br/>～<br/>第23条 (現行どおり)</p>                                                                                                              |
| <p>第25条 (取締役会の招集権者および議長)<br/>(条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>                                                                    | <p>第24条 (取締役会の招集権者および議長)<br/>(条文省略)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる</p>                                             |
| <p>第26条 (取締役会の招集の手続き)<br/>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>          | <p>第25条 (取締役会の招集の手続き)<br/>取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                     | <p>第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                             |
| <p>第28条 (取締役会の決議の省略)<br/>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> | <p>第27条 (取締役会の決議の省略)<br/>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>   |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                            | <p>第28条 (業務執行の決定の取締役への委任)<br/>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第29条 (取締役会の議事録)<br/>           取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、議長ならびに出席取締役および出席監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> | <p>第29条 (取締役会の議事録)<br/>           取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、議長および出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>                                                                                                                                                      |
| <p>第30条 (取締役の報酬等)<br/>           取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                     | <p>第30条 (取締役の報酬等)<br/>           取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役、監査役会</u></p>                                                                                                                            | <p>第32条 (取締役の責任免除)<br/>           当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>第32条 (監査役および監査役会)<br/>           当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>                                                                                                  | <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第33条 (監査等委員会の設置)<br/>           当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>第33条 (監査役員数)<br/>           当社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第34条 (選任方法)<br/> <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u><br/>           2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>                   | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                      |
| <p>第35条 (監査役の任期)<br/> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>           2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p>                 | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                      |
| <p>第36条 (監査役会の招集の手続き)<br/> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u><br/>           2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | <p>第34条 (監査等委員会の招集の手続き)<br/> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u><br/>           2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>第37条 (監査役会の決議方法)<br/> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</u></p>                                                                                    | <p>第35条 (監査等委員会の決議方法)<br/> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</u></p>                                                           |
| <p>第38条 (監査役会の議事録)<br/> <u>監査役会の議事については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>                                    | <p>第36条 (監査等委員会の議事録)<br/> <u>監査等委員会の議事については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第39条 (常勤の監査役)<br/> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                  |
| <p>第40条 (監査役会規程)<br/> <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                     | <p>第37条 (監査等委員会規程)<br/> <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                                                                        |
| <p>第41条 (監査役の報酬等)<br/> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                        | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                  |
| <p>第42条<br/> ～ (条文省略)<br/> 第44条</p>                                                                                               | <p>第38条<br/> ～ (現行どおり)<br/> 第40条</p>                                                                                                                                                         |
| <p>第45条 (会計監査人の報酬)<br/> <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>                                                                 | <p>第41条 (会計監査人の報酬)<br/> <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>                                                                                                                          |
| <p>第46条 (条文省略)</p>                                                                                                                | <p>第42条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                          |
| <p>第47条 (剰余金の配当)<br/> <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u><br/> 2. <u>上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> | <p>第43条 (剰余金の配当等の決定機関)<br/> <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u><br/> 2. <u>当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、配当金という。)をすることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第48条 (中間配当)<br/>取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第49条 配当金（中間配当金を含む）は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第44条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第54回定時株主総会終結前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第54回定時株主総会終結前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol> |

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者の番号                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位および担当                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                                    | おお いずみ せい じ<br>大 泉 政 治<br>(1943年6月25日) | 1968年8月 有限会社大泉製作所（現 株式会社オーイズミ）代表取締役社長<br>1974年7月 当社設立代表取締役社長<br>2015年4月 当社代表取締役会長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社オーイズミホールディングス 代表取締役社長<br>株式会社オーイズミラボ 代表取締役会長<br>神奈川電力株式会社 代表取締役社長 | 524,700株            |
| (取締役候補者とした理由)大泉政治氏は、当社の創業者並びに代表取締役として当社企業グループの経営全般を担っており、その豊富な経験、実績と強いリーダーシップにより職責を十分に果たしており、今後も当社および当社企業グループの企業価値の持続的向上に適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                        |                                                                                                                                                                              |                     |

| 候補者の番号 | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の<br>株式の数    |
|--------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2      | <p>おお いずみ しゅう じ<br/>大 泉 秀 治<br/>(1973年9月6日)</p> | <p>1998年7月 当社入社<br/>1999年10月 当社特販部長<br/>2000年6月 当社取締役特販部長<br/>2002年7月 当社常務取締役購買部長<br/>2006年6月 当社専務取締役営業本部長<br/>2007年6月 当社取締役副社長<br/>2008年6月 当社代表取締役副社長<br/>2015年4月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社オーイズミラボ 代表取締役社長<br/>株式会社レッド・エンタテインメント 代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由)大泉秀治氏は、当社の代表取締役社長に就任して以降、当社企業グループの事業全般を統括し、強いリーダーシップと豊富な知見を活かし、重要な業務執行の職責を十分に果たしており、今後も当社および当社企業グループの企業価値の持続的向上に適切な人材であると判断し、取締役候補者といいたしました。</p> | <p>3,123,100<br/>株</p> |
| 3      | <p>かき ざわ たか お<br/>柿 澤 孝 勇<br/>(1964年4月12日)</p>  | <p>1987年4月 当社入社<br/>2006年4月 当社技術部長<br/>2008年8月 当社購買部長<br/>2009年7月 当社執行役員(技術・購買管掌)<br/>2015年4月 当社常務執行役員(技術・購買管掌)<br/>2020年6月 当社常務取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）<br/>株式会社下仁田物産 代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とした理由)柿澤孝勇氏は、当社入社以降、技術部門責任者、購買部門責任者に携わり、幅広い知識と見識を基に技術力向上、コスト削減を推進し、今後もその豊富な経験と実績を活かし当社および当社企業グループの企業価値の持続的向上に適切な人材であると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>                                                                                   | <p>8,350株</p>          |

| 候補者の番号                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位および担当                                                                                         | 所有する<br>株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 4                                                                                                                                                      | きたむらみの<br>北村 稔<br>(1963年11月15日) | 1984年 4月 当社入社<br>2006年 4月 当社管理部部長代理<br>2020年 6月 当社取締役管理部部長 (現任)                                                       | 3,850株       |
| (取締役候補者とした理由)北村 稔氏は、当社入社以降、経理・財務・管理部門責任者に携わり、経理・財務・税務に関する豊富な経験と実績により、当社グループ各社の経営強化および業務効率化を推進し、今後も当社および当社企業グループの企業価値の持続的向上に適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                 |                                                                                                                       |              |
| 5<br>新任                                                                                                                                                | かのみき<br>鹿野 美紀<br>(1961年12月19日)  | 1992年 4月 弁護士登録<br>小松・狛法律事務所勤務<br>2000年11月 新東京法律事務所勤務<br>2004年10月 霞ヶ関法律会計事務所執務(パートナー)<br>2008年 8月 鹿野法律事務所開設(パートナー)(現任) | —            |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)鹿野美紀氏は、弁護士として企業法務に携わり、法律・コンプライアンスに関する専門的な見識と豊富な経験を有していることから、当社および当社企業グループの経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。          |                                 |                                                                                                                       |              |

- (注) 1. 大泉政治氏並びに大泉秀治氏が議決権の過半数を所有している株式会社オーイズミホールディングスとは、当社は株式の配当金の支払以外には取引はありません。
2. 株式会社オーイズミラボ、神奈川電力株式会社、株式会社レッド・エンタテインメント及び株式会社下仁田物産は、当社の完全子会社であります。
3. 鹿野美紀氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、鹿野美紀氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 大泉政治氏、大泉秀治氏、柿澤孝勇氏及び北村稔氏は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は特約部分も含め全額を会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為、故意または重過失に起因する損害は上記保険契約によっても填補されない等、一定の免責があります。また、当社は、鹿野美紀氏との間で同内容の契約を締結する予定です。

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしていたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者の番号                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位および担当                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                                          | やま ぎき やす お<br>山 崎 泰 男<br>(1953年1月27日)   | 1971年4月 神奈川県警察任官<br>1999年9月 神奈川県警察生活経済課長補佐<br>2006年4月 神奈川県警察相模原北警察副署長<br>2008年9月 神奈川県警察相模原南警察署長<br>2013年9月 神奈川県警察大和警察署長<br>2019年6月 当社常勤監査役(現任) | —                   |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)山崎泰男氏は、警察官として長年の経験と専門知識を有していることから、経営全般への有用な助言をいただけることとともに、監査監督体制の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。                           |                                         |                                                                                                                                                |                     |
| 2                                                                                                                                                          | こう ばら とも ひで<br>甲 原 丈 英<br>(1970年12月14日) | 2018年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社サポートインフィニティ 代表取締役社長                                                                                   | —                   |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)甲原丈英氏は企業の人事部長及び経営戦略室長を歴任後、経営コンサルティング会社を運営するなど実務経験と幅広い見識に基づき、経営全般への有用な助言をいただけることとともに、監査監督体制の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。 |                                         |                                                                                                                                                |                     |

| 候補者の番号                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、重要な兼職の状況、<br>当社における地位および担当                           | 所有する<br>株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------|
| 3<br>新任                                                                                                                                                                                     | なか ごめ じゅんの すけ<br>中 込 淳之介<br>(1975年7月22日) | 2011年11月 海老名市市議会議員<br>2013年6月 ありがとう株式会社設立<br>代表取締役 (現任) | —            |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)中込淳之介氏は、市議会議員を経験され、その間ビジネス交流会を主催するなど、様々な業種経営者との交流により培われた幅広い見識を有しております。また、経営者としての豊富な経験を活かし、客観的かつ広範な視野から経営全般への有用な助言を頂けることから、監査監督体制の強化に繋がるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。 |                                          |                                                         |              |

- (注) 1. 山崎泰男氏、甲原丈英氏及び中込淳之介氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、山崎泰男氏および甲原丈英氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社は、中込淳之介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 甲原丈英氏の当社社外取締役就任期間は本総会をもって4年となります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 山崎泰男氏及び甲原丈英氏は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は特約部分も含め全額を会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為、故意または重過失に起因する損害は上記保険契約によっても填補されない等、一定の免責があります。
- また、当社は、中込淳之介氏との間で同内容の契約を締結する予定です。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1992年6月27日開催の第25回定時株主総会において年額5億円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と定めることとさせていただきます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役福岡均氏及び監査役山本道春氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による退職慰労金を贈呈いたしたく、その金額及び贈呈の時期等は、退任取締役は取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名                             | 略歴                                        |
|--------------------------------|-------------------------------------------|
| 福岡均 <small>ふくおか ひとし</small>    | 2006年6月 当社取締役<br>2015年4月 当社常務取締役<br>現在に至る |
| 山本道春 <small>やまもと みち はる</small> | 2000年6月 当社監査役<br>現在に至る                    |

以上

(ご参考) 本招集通知の選任議案が承認されたのちの経営体制 (予定)

| 氏名     | 地位      | 社外 | 専門性と経験      |               |           |           |           |           |                  |   |
|--------|---------|----|-------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|---|
|        |         |    | 企業経営<br>M&A | 営業<br>マーケティング | 技術・<br>開発 | 生産・<br>製造 | 財務・<br>会計 | 人事・<br>労務 | 法務・<br>リスクマネジメント |   |
| 大泉 政治  | 代表取締役会長 |    | ○           |               |           |           |           |           | ○                | ○ |
| 大泉 秀治  | 代表取締役社長 |    | ○           | ○             | ○         |           |           |           | ○                |   |
| 柿澤 孝勇  | 常務取締役   |    | ○           |               | ○         | ○         |           |           |                  |   |
| 北村 稔   | 取締役     |    |             |               |           |           |           | ○         | ○                | ○ |
| 鹿野 美紀  | 社外取締役   | ○  |             |               |           |           |           |           |                  | ○ |
| 山崎 泰男  | 社外取締役   | ○  |             |               |           |           |           |           |                  | ○ |
| 甲原 丈英  | 社外取締役   | ○  | ○           |               |           |           |           |           |                  |   |
| 中込 淳之介 | 社外取締役   | ○  | ○           |               |           |           |           |           |                  |   |



# 株主総会会場 ご案内図

日時

2022年  
6月29日（水曜日）  
午前10時

場所

レンブラントホテル厚木  
2階・暁の間  
神奈川県厚木市中町二丁目13番1号  
TEL. 046 (221) 0001

交通の  
ご案内

小田急線  
「本厚木駅」  
北口より徒歩5分

## ■ 電車利用の場合

- 小田急線／新宿駅より約45分（ロマンスカー利用）  
小田原駅より約40分（ロマンスカー利用）
- 相鉄線／横浜駅より約40分（海老名駅にて小田急線乗り換え）

## ■ お車利用の場合

東名厚木インターから約3km  
圏央道海老名インターから約2km

まことに恐縮でございますが、駐車台数に限りがありますのでご不便をおかけすることがあると存じます。あらかじめご了承ください。

